

令和8年度 ボランティア保険について

1 保険案内配布開始日時 および 配布場所

令和8年3月2日（月）9時から 旭区社会福祉協議会事務所窓口にて

2 加入対象団体

これまで、**団体**でボランティア保険に加入する際は、原則として団体登録が必要でしたが、**区社協会員および福祉保健活動拠点（ぱれっと旭）登録団体**については従来より登録不要の対象となっていました。

次年度からは、これらに加えて、下記のいずれかに該当する団体も、団体登録を行わずに保険加入が可能となります。

- ・ふれあい助成金の助成団体
- ・ボランティアセンターで活動内容を把握している団体
- ・市民活動センターみなくるや地域ケアプラザ等を拠点として活動している団体

※上記に該当しない団体は、これまでどおり団体登録が必要です。

※個人でボランティア活動保険に加入する場合は登録は不要です。

3 保険料の払込方法と旭区社協での受付時間について

◆活動保険：①旭区社協窓口での現金払いの場合：月～金の9時～17時

※釣銭のご用意がありません。お手数ですが、釣銭のないようご準備をお願いします。

②ゆうちょ銀行での振込の場合：月～土の9時～17時

◆行事保険、福祉サービス総合補償、送迎サービス補償：

ゆうちょ銀行での振込のみ。月～土の9時～17時

※いずれも祝日は除く

【問合せ先】

旭区社会福祉協議会

旭区ボランティアセンター

電話：392-1133 F A X：392-0222

担当：杉山 佐藤 宮森